

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート(新規案件)

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	a	b	b	b

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
紛争下の性的暴力担当国際連合事務総長特別代表事務所拠出金	
2 拠出先の名称	
紛争下の性的暴力担当国際連合事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所	
3 拠出先の概要	
紛争下で性的暴力は戦争の手段として組織的に用いられているが、その加害者に対する処罰が行われていない事例が見られる。紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG)事務所は、関係機関と協力し、紛争影響地域の政府と法執行制度の能力強化によって加害者処罰を促進するとともに、紛争下の性的暴力の防止に尽力することを目標として様々な活動を行い、同分野において指導的な役割を果たしている。	
4 (1)本件拠出の概要	
SRSG-SVC 事務所は、紛争下の性的暴力の問題に取り組むために、国連の機関横断的なイニシアティブである「紛争関連の性的暴力に対する UN アクション」等を通じて、中東地域・アフリカ地域を主とする紛争影響国において、既存の国連の調整メカニズムを強化しながら関係機関の協力を促進しつつ、各種の事業を実施するとともに、軍や司法関係者を含む政府と市民社会に政策提言を行っている。日本は 2014 年より、同事務所が実施する関連プロジェクトに対して拠出を行って支援してきたが、同事務所からは累次にわたり、プロジェクトに対する支援に加えて本部運営機能への支援を要請されていた。 日本としては、紛争下の性的暴力は看過できない問題であるという立場から、同事務所の活動を支援し、そうした活動がさらに効率的、効果的に実施されるよう、令和2年度より同事務局の運営機能強化につながる本件コア拠出を開始したものである。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額 20,515 千円	
2014 年以来、ノンコア拠出を行ってきたが、令和2年度当初予算にて初めてコア拠出を行った。	
令和3年度当初予算額 19,135 千円	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局 女性参画推進室、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件抛出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件抛出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ：分野別外交」、「施策Ⅱ－1：国際の平安と安定に対する取組」、「個別分野8：女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進」、「測定指標8－1：女性の権利の保護・促進」の下に設定された中期目標「女性の権利の保護・促進に係る国際的な連携・協力を引き続き推進するとともに我が国が「女性が輝く社会」を国内外で実現するために行っている取組を積極的に発信することにより、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンス維持・向上を図る」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和2年度外務省政策評価事前分析表(https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf) 176～181 ページ参照)
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。)
1990 年代、世界各地における紛争において、紛争下の性的暴力問題が発生し、世界的に注目を集めるようになった。女性を標的にした性的暴力は、女性の人間性を奪い、家族の絆や地域での信頼を傷つけ、経済活動にも関与することを困難にさせる。こうした中、2000 年には、国連安全保障理事会(安保理)が国際的な平和と安全保障の文脈に女性を関連つけた決議を初めて採択し、紛争下の性的暴力からの女性の保護の促進を各国に要請した。また2010 年、安保理決議に基づき、国連事務総長により紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)が任命された。 2019 年の G7 ビアリッツ・サミットでは、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関する G7 宣言の中で、G7 外相により採択された「女性、平和及び安全保障に関するディナール宣言」が紛争に関連する性的暴力の一層の防止及び対処のために行動するよう国際社会に要請したことを認識した旨が述べられ、国際社会がこの問題に取り組むべきであることが改めて示された。女性の人権擁護という観点からは、紛争下の性的暴力の生存者に対して償い金の支給等を通じた救済を目指す「紛争関連の性的暴力生存者グローバル基金(GSF)」や、広く女性のエンパワーメントを促進する国連女性機関(UN Women)といった組織も様々な活動を行っているが、SRSG-SVC 事務所は国連事務総長から任命され、マンデートを付与され、紛争下の性的暴力の撲滅・防止と紛争地域国政府の司法制度等の強化を働きかけるための取組を実施する同事務所の活動は、他のいずれの組織によっても代替することはできない。 そのような性格をもつ SRSG-SVC 事務所の機能を強化すべく日本が積極的に支援することは、本課題への支援に係る相互補完性を高め、適切かつ必要である。
1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
SRSG-SVC 事務所と国際連合日本政府代表部は様々なレベルで必要に応じて会合を行い、日本側の考えや意向を伝えている。特に同事務所がプロジェクトを企画する際には、同事務所側から日本政府代表部に対して相談がなされており、その機会に日本の考え等を伝えてきている。また、事業実施後も日本政府代表部に対して報告がなされており、その機会に各事業のレビューを行い、今後の事業の方向性等についても日本の考えが反映されるよう、意見交換を実施。
1-3 抛出先との間での要人往来、政策対話等
2019 年8月にパッテン特別代表が訪日し、河野外務大臣を表敬。紛争下の性的暴力防止に向けた取組について協議を行い、先方から日本の支援に対する謝意が表明されるとともに、継続的な支援と助言が要請された。事務レベルでも特別代表との間で意見交換を実施。過去2年では、日本の国連大使(2019 年7月、12 月、2020 年4月、8 月)や内閣府 PKO 事務局参事官(2020 年1月)との間で行っている。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による抛出先への関与及び同関係者にとっての本件抛出の有用性・重要性

SRS-G-SVC 事務所は 10 年前に創設されたばかりであり、また、日本国内に活動拠点等を有していないため、これまでのところ日本関係者との接点は限定的。例えば、上智大学は同事務所の活動に関心を有しており、パッテン特別代表の訪日時(2019 年及び 2020 年)に邦人に対する同事務所の広報を兼ねた同特別代表による講演とキャリアセミナーを開催する予定であった(同大学側が広報用フライヤーも作成していた)。ただし、2019 年は同代表の職務上の都合により滞在日程を短縮せざる得なくなり、また、2020 年は訪日目的であった会議そのものが延期となったため、上智大学での講演イベントは実現しなかった。

1-5 1-1(1)外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

紛争下の性的暴力の撲滅に向けた取組は、多くの場合、加害者の不処罰という課題についての取組も内包しているところ、紛争加害者による性的暴力に関する不処罰の終焉を目指す活動は、国際社会における「法の支配」の定着につながるものであり、さらに安定かつ予見可能性が高い国際環境の創設にも資する動きであることから、日本にとって望ましい国際秩序の維持発展につながる。その観点から、紛争加害者の不処罰の文化から加害責任の文化への転換を目指す同事務所の活動を支援することは極めて有意義である。その嚆矢となったのは、2013 年と 2014 年に安倍総理大臣が国連の一般討論演説において行った主張である。すなわち、安倍総理大臣は「紛争下での性的暴力をなくすため、国際社会の先頭に立ってリードしていく」と発言し、SRS-G-SVC 事務所との連携強化を明らかにした。それを踏まえて 2014 年以降、日本は同事務所に対してノンコア拠出を行ってきた。

2020 年は、平和と安全保障にかかる意思決定や紛争予防等への取組における女性の平等な参画、紛争下の性的暴力からの女性の保護等を要請した安保理決議第 1325 号の採択から 20 周年を迎えたことから、この問題に関する国際社会の関心はかつてないほど高まった。実際、例年通り、紛争下の性的暴力に関する安保理での公開討論や紛争下の性的暴力撲滅デー・イベントが開催されたことに加えて、同問題に関する国連事務総長の報告書作成、安保理非公式専門家会合における同問題の状況報告実施、ASEAN 議長国であるベトナムと国連主催による同問題等に関する国際会議開催といった動きが見られた。このように国際社会において多くの国々がジェンダー政策を重視するようになり、特に紛争下の性的暴力の問題に対して取り組むという政治的意志や機運が従来以上に向上している。そのような状況において、日本は「21 世紀こそ、女性の人権侵害のない世界にしていこう」とため、国際社会の先頭に立って女性の権利の尊重を含めた女性のエンパワーメント推進やジェンダー主流化に向けた取組を進めているが、上述の安倍総理大臣の発言のとおり、紛争下の性的暴力に特化したマンデートを付与されている唯一の国連機関である SRS-G-SVC 事務所に対する支援は極めて重要であり、日本として重視している。

SRS-G-SVC 事務所は、紛争に関連した性的暴力に関する対象国の政府や警察、司法機関関係者に対するトレーニングの実施、性的暴力撲滅のための戦略の構築、性的暴力の被害者保護と予防が主たる事業であり、こうした事業の実施は同事務局下にある専門家グループや国連アクションが実施する。本件拠出は、同事務局のこうした事業の実施を通じて、紛争影響国を含む世界各国の女性の権利を守るほか、各国の治安維持や国際社会の安定といった日本の外交政策目標を達成に向けて貢献していると総括することができる。

なお、SRS-G-SVC 事務所に対して日本は人的貢献も行っている。すなわち、2018 年には幹部職員(専門家チーム(Team of Expert)の長)として日本人が 1 名採用された(2019 年まで在籍)。同人は、対象国を訪問して幅広い関係者と面談を行い、紛争下の性的暴力撤廃に向けたニーズと現実の支援のギャップを指摘したほか、対処方法について助言を行い、その実施を促した。2016 年から JPO として勤務した日本人職員が 2019 年には正規職員(P3)として採用された(2020 年まで在籍)。当該日本人職員の活躍は同事務所幹部より高く評価されている。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1)【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

SRS-G-SVC 事務所は紛争下の性的暴力の問題に取り組むために、既存の国連の調整メカニズムを強化しながら関係する国連機関の協力を促進しつつ、軍、司法関係者を含む政府と市民社会に政策提言を行い、紛争下の性的暴力の解決に指導的な役割を果たすことを目的として、以下のような目標を掲げている。

- ① 効果的で一貫した訴追によって不処罰の文化を司法と説明責任の文化に変容させること。また、被害が発生しないように性的暴力を予防することに焦点を当てること。
- ② 持続可能で生存者中心の対応を行うように、各国がオーナーシップとリーダーシップを持つように養成すること。性的暴力の被害を受けた者が、ヘルスケア、精神的支援、法的サービスなどの適切かつ良質でアクセスし易い支援を得られるようにすること。
- ③ 構造的ジェンダー不平等と差別、貧困、周縁化を含む、紛争下の性的暴力の根本的原因に取り組むこと。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

SRS-G-SVC 事務所は、上記2-1の目標を達成するため、①紛争に起因する性的暴力に関する政府、警察、司法機関関係者に対するトレーニングの実施、②性的暴力撲滅のための戦略の構築、③プログラム実施や資金調達にかかる課題に対処する際の支援や機会の提供、④政府関係者の能力強化を通じて、被害者によるサービスへのアクセスの改善と拡大、⑤被害者の保護と予防の強化を優先分野とし、様々なプロジェクトを実施している。

SRS-G-SVC 事務所が公表した 2020 年の活動報告書によれば、2019 年から 2020 年において以下のような具体的な成果が達成された。

- ① 同事務所が紛争関連の性的暴力撲滅のための活動を実施するに際して、対象国政府と協議し、同政府が紛争下の性的暴力を撲滅するために必要な技術的な支援と運営面での支援を SPRG-SVC 事務所に対して求めるという政治的意図表明である共同声明を作成するが、当該2年間で当初予定していたうち 90%の国において共同声明を作成した。
- ② 対象国における警察や司法当局関係者に対するトレーニングを実施しているが、2019 年には中央アフリカやナイジェリア、イラクでワークショップやトレーニングを複数回開催した他、コンゴ民主共和国には現地駐在の専門家を配置した。一方、2020 年はコロナ禍でトレーニング実施が困難となる案件が多々あった。
- ③ 国連人権高等弁務官事務所や UNDP など他の国連機関との共同ミッションとして、ギニアに派遣した。なお、コロンビアへの派遣はコロナ禍で実現しなかった。

このように、SRS-G-SVC 事務所は紛争下の性的暴力の問題に取り組む活動を実施してきているが、本件拠出は、同事務所のマネジメント機能をより強化し、日本のジェンダー分野における外交目標を達成する上でも有益であり、日本の外交目標に向けて更なる効果が期待できる。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

2-3 評価基準2関連の日本側の取組（その結果としての拠出先の対応を含む）

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	

3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	日本は令和元年度に初めてコア拠出を行ったため、その財務報告書を待っている状況。現在監査が行われており、5月に結果が公表される見込みであったが、5月末時点では未公表。
(参考) 次回報告書の受領予定時期等	2021 年5月頃見込みであったが時期未定 (日本の令和元年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	
これまで本事務所の予算管理について特段の問題は指摘されておらず、日本の補正予算事業についても適切に管理・報告がなされている。本件拠出金に係る決算状況については、国連における監査が毎年5月に完了する予定であるが、それを踏まえた財務報告書は5月末時点で未公表。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
人事や財務管理、意思決定の効率性等を改善する国連事務局の改革取組に準じた改善を実施中。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。)						
(1) 日本人職員数の増減						
過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
1	1	2	1.33	2	0.67	20
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
1	2	2	1.67	2	0.33	22
備考						
(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減	
0	0	1	0.33	1	0.67	
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減	
0	1	1	0.67	0	-0.67	
備考						

(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると思え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた抛出先及び日本側の取組状況等)

4-2 本件抛出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由
--